

フォークリフト1トン未満運転特別教育について

労働安全衛生規則第36条の5号に規定される最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務に係る特別教育です。

フォークリフトの一般ユーザーを対象とするものです。この特別教育を修了していると、上位のフォークリフト運転技能講習(最大荷重1トン以上)の受講に際し、学科、実技の時間数が大幅に短縮されます。(4日又は5日間⇒2日間)

下記の講習予定一覧の**別添**より募集案内をダウンロードしてお申し込みください。